

お客様各位

カードローン会員規約の改定について

当社におきましては、2016年10月1日にカードローン会員規約の一部を改定いたします。会員規約の改定内容は、下記のとおりです。

改定内容にご不明な点等がある場合、また、ご同意いただけない場合は、お手数ですが早急に本ご案内末尾のパーソナルセンターまでご連絡いただくようお願い致します。

記

1. 改定日 : 2016年10月1日
2. 改定理由 : 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正への対応
3. 改定対象となるカードローン商品および改定される条文

下表 : 赤字下線部分＝改定される部分、[略]＝改定の無い部分

(1)保証会社が付いている契約のカードローン商品

改定前	改定後
<p>【一般条項】 第3条（契約期間） 1. ～3. [略] 4. 当社および保証会社は、貸金業法その他法令等（以下「法令等」といいます。）に基づき、適宜会員の信用状況および返済能力を調査するものとし、調査の結果、会員のお借入総額が法令等に基づく基準額を超える場合、信用状況の変化等により会員の返済能力を超えると認められる場合、当社および保証会社が審査等により必要と判断した場合、当社は会員への新たな融資を停止することができるものとします。</p>	<p>【一般条項】 第3条（契約期間） 1. ～3. [略] 4. 当社および保証会社は、貸金業法その他法令等（以下「法令等」といいます。）に基づき、適宜会員の信用状況および返済能力を調査するものとし、調査の結果、会員のお借入総額が法令等に基づく基準額を超える場合、信用状況の変化等により会員の返済能力を超えると認められる場合、当社および保証会社が審査等により必要と判断した場合 <u>または法令等の規定を充足するために必要と判断した場合</u>、当社は会員への新たな融資を停止することができるものとします。</p>
<p>第6条（届出事項の変更等） 1. ～2. [略] <u>3. (新設)</u></p>	<p>第6条（届出事項の変更等） 1. ～2. [略] <u>3. 会員は、当社ホームページ等に提示されている『外国で重要な公的地位にある者等』に、会員が該当する場合または該当することとなった場合速やかに当社に届け出るものとします。</u></p>

(2)保証会社が付いていない契約の内、ORIX CLUB CARD 以外のカードローン商品

改定前	改定後
<p>【一般条項】</p> <p>第3条（契約期間）</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 当社は、貸金業法その他法令等（以下「法令等」といいます。）に基づき、適宜会員の信用状況および返済能力を調査するものとし、調査の結果、会員のお借入総額が法令等に基づく基準額を超える場合、信用状況の変化等により会員の返済能力を超えると認められる場合、当社が審査等により必要と判断した場合、当社は会員への新たな融資を停止することができるものとします。</p>	<p>【一般条項】</p> <p>第3条（契約期間）</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 当社は、貸金業法その他法令等（以下「法令等」といいます。）に基づき、適宜会員の信用状況および返済能力を調査するものとし、調査の結果、会員のお借入総額が法令等に基づく基準額を超える場合、信用状況の変化等により会員の返済能力を超えると認められる場合、当社が審査等により必要と判断した場合<u>または法令等の規定を充足するために必要と判断した場合</u>、当社は会員への新たな融資を停止することができるものとします。</p>
<p>第6条（届出事項の変更等）</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. <u>（新設）</u></p>	<p>第6条（届出事項の変更等）</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. <u>会員は、当社ホームページ等に提示されている『外国で重要な公的地位にある者等』に、会員が該当する場合または該当することとなった場合速やかに当社に届け出るものとします。</u></p>

(3)ORIX CLUB CARD

改定前	改定後
<p>【一般条項】</p> <p>第4条（契約期間）</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 当社は、貸金業法その他法令等（以下「法令等」といいます。）に基づき、適宜会員の信用状況および返済能力を調査するものとし、調査の結果、会員のお借入総額が法令等に基づく基準額を超える場合、信用状況の変化等により会員の返済能力を超えると認められる場合、当社が審査等により必要と判断した場合、当社は会員への新たな融資を停止することができるものとします。</p> <p>5. [略]</p>	<p>【一般条項】</p> <p>第4条（契約期間）</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 当社は、貸金業法その他法令等（以下「法令等」といいます。）に基づき、適宜会員の信用状況および返済能力を調査するものとし、調査の結果、会員のお借入総額が法令等に基づく基準額を超える場合、信用状況の変化等により会員の返済能力を超えると認められる場合、当社が審査等により必要と判断した場合<u>または法令等の規定を充足するために必要と判断した場合</u>、当社は会員への新たな融資を停止することができるものとします。</p> <p>5. [略]</p>
<p>第7条（届出事項の変更等）</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. <u>（新設）</u></p>	<p>第7条（届出事項の変更等）</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. <u>会員等は、当社ホームページ等に提示されている『外国で重要な公的地位にある者等』に、</u></p>

会員または法人会員の実質的支配者として届けた者が該当する場合または該当することになった場合、速やかに当社に届け出るものとします。

以上

<本件に関するご連絡先>

オリックス・クレジット株式会社 パーソナルセンター

TEL : 0120-68-7000 (フリーダイヤル)

受付時間 : 平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~18:00 (1月1日を除く)